

はじめに

京都市では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成11年4月1日施行 以下「感染症法」という。）に基づき、「京都市感染症発生動向調査事業実施要綱」を策定し、京都市感染症発生動向調査事業指定届出機関の協力の下、京都市保健所と京都市感染症情報センターが中核となって感染症情報を収集・公表しています。

令和2年（2020年）は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界中に猛威を振るい、3月には世界保健機関（WHO）がパンデミック（世界的な大流行）に至っているとの認識を表明しました。国内においても1月に初の感染者が確認されて以降瞬く間に拡散し、2月には感染症法の指定感染症に位置付けられ、より厳密な行政対応と医療体制が確保されました（2021年2月に新型インフルエンザ等感染症に変更）。その後、ワクチン接種が始まり流行終息も期待されましたが、変異株の出現などもあり、未だ先の見通せない日々が続いています。そのような状況下ですが「東京オリンピック・パラリンピック」開催など、感染対策を徹底したうえで経済活動を再開する動きもみられました。他の感染症に目を向けてみると、突出して流行が見られた感染症はなく、特に、インフルエンザは、毎年流行期とされる冬季にもピークを形成せず一定して低い水準で推移し流行期を終えました。これは新型コロナウイルス感染症に対する手洗い、消毒、マスク着用などの予防策の徹底や海外からの入国制限などが要因と考えられます。一方で、例年通りの流行が無かった感染症では、免疫力が低下しており、今後、予防策や制限が緩和された場合には大流行する可能性が危惧されます。

感染症発生動向調査事業は感染症の発生情報を正確に把握、分析し、その結果を市民の皆様や医療機関へ迅速に提供・公開することで、より有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的に実施されており、皆様の「安心・安全な暮らし」の実現に向け、本事業に一層尽力してまいります。

今般、「令和2年京都市感染症発生動向調査事業実施報告書」を作成しました。本報告書を感染症予防及び公衆衛生対策の資料として御活用いただければ幸甚に存じます。

本報告書の作成にあたり御協力いただきました京都府医師会、京都市感染症発生動向調査事業指定届出機関及び京都市感染症発生動向調査委員会の諸先生方に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

京都市保健福祉局